

継続就業しながら子育ての時間確保ができる制度

		2024年（令和6年）4月1日から
育児短時間勤務	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は小学校の始期に達するまで ① 1日3時間55分勤務 ② 1日4時間55分勤務 ③ 3日間について7時間45分勤務 ④ 3日間のうち、2日について7時間45分勤務、1日について3時間55分勤務
部分休業		小学校就学の始期に達するまで 始業時又は終業時において2時間以内
育児職免		<u>拡充</u> 小学校6年生まで（1日120分以内）
育児時間	有給	1歳半までの子どもを養育する職員（1日90分以内）
早出遅出勤務	—	<u>改正</u> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 ・学童保育等に迎えに行く必要のある職員 ・親族の介護を必要とする職員 通常勤務時間の前後60分の範囲
時差勤務制度		<u>新規</u> 公務運営上支障がある場合を除き 通常勤務時間の前後60分